

## 大使館からのお知らせ（大使館領事窓口業務の変更について）

令和2年3月25日

○ 3月21日、パキスタン政府は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策のため、パキスタンに乗り入れる全ての国際線フライトを3月21日20時から4月4日20時までの2週間停止する旨を発表し、また3月23日、パンジャブ州政府が3月24日午前9時より2週間の外出を禁止する旨の発表をしたこと等を受け、在パキスタン日本国大使館は、同期間の領事窓口業務を事前の予約制に変更することとしました。

1 3月21日、パキスタン政府は新型コロナウイルス感染症対策のため、パキスタンに乗り入れる全ての国際線フライトを3月21日20時から4月4日20時までの2週間停止する旨を発表しました。また3月23日、パンジャブ州政府は、3月24日9時から14日間（4月6日まで）の外出を禁止するとともに、公共交通機関を運休する旨発表しました。

2 在パキスタン日本国大使館では、上記措置等により出入国や国内の移動が制限されていること及び利用者の皆様の感染予防にも最大限配慮する必要があること等を踏まえ、同期間（3月26日～4月6日）の窓口業務を次のとおり事前の予約制とさせていただきます。

### ●旅券、戸籍・国籍、証明、在外選挙人登録申請

受付時間の変更はございませんが、予約制とします。

### ●査証

受付時間の変更はございませんが、外交、公用、緊急・人道案件のみ受付とし、予約制とします。

3 つきましては、旅券、戸籍・国籍、証明、在外選挙人登録申請及び査証申請をご希望される場合には、事前に大使館領事班（051-9072500）にご連絡の上、予約をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

4 今後、フライトが再開された場合、出国先国（経由地）によっては、入国査証は必要なくとも旅券の残存有効期間等の入国条件がありますので、同条件に満たない場合は航空機への搭乗もできなくなりますので、出国先国の情報及び現在お持ちの旅券についても事前にご確認ください。

※旅券の更新につきましては、有効期間が1年未満となりますと申請が可能です。

5 なお、外務省広域情報など当地で安全に滞在するための参考となる情報が以下のウェブサイトに掲載されておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

○当館ホームページ：

<http://www.pk.emb-japan.go.jp/indexjp.htm>

○外務省海外安全ホームページ（パキスタン）：

[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2017C226.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C226.html)

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにして下さい。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

（詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照）

○緊急時の連絡先：051-9072500（在パキスタン日本国大使館代表）